

## 《特定自動運行の許可基準 5号要件について》

- 特定自動運行の許可基準の1つとして、「特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること」と規定

(趣旨) レベル4の自動運転は、低速で走行するなど、交通の円滑に影響を及ぼすおそれ  
→ 当該影響の及ぶ地域の住民に、利便性や福祉の向上というメリットが必要

- 公安委員会は、特定自動運行の許可をしようとするときは、上記の基準への適合性について、特定自動運行の経路をその区域に含む市区町村の長に意見を聴くことが必要

(趣旨) 経路をその区域に含む市区町村の住民に上記のようなメリットがあることについて、当該市区町村の長に確認することが必要

- **道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）（抄）**  
(特定自動運行の許可基準等)

第七十五条の十三 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車<sup>1</sup>が特定自動運行を行うことができるものであること。

二 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。

三 第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。

四 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

- 2 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項 国土交通大臣等

二 前項第五号に掲げる事項 前条第二項第二号ロ(1)に規定する経路をその区域に含む市町村（特別区を含む。）の長

# ユースケース①の課題とその論点の洗い出し

## ユースケース①

## 高速道路におけるトラックのレベル4自動運転

2025年度にレベル4実証を目指す神奈川－愛知間の自動運転トラック



### 主な特徴

- 複数県・市町村にまたがって走行（通過するだけとなる市町村が存在）  
: 「地域住民の利便性又は福祉の向上に資すること」が許可要件の1つ
- 走行速度が高速（時速80km/h程度）
- 大型トラックは路肩等に停止後の再発進が困難な場合あり
- SA/PA以外の地点で特定自動運行を開始・終了する可能性
- 合流・分岐が存在
- 他の交通主体が混在
- 工事・悪天候等による臨時の交通規制
- 路上障害物が存在する可能性
- 道路インフラ整備の動き

### 課題と論点

- **5号要件について検討する必要【法的課題】**
  - 当該自動運転の影響が及ぶ対象は誰か。
  - 当該自動運転が周囲の交通に及ぼす影響はどの程度か。
  - 当該要件を求める必要があるか。
- **安全に特定自動運行を開始・終了する必要【運用上の課題】**
  - どのように安全な停止や再発進を行うべきか。
  - 本線走行中に安全に特定自動運行を開始・終了することができるか。
- **合流や臨時の交通規制等に対応する必要【運用上の課題】**
  - 他の主体も含めた交通の安全・円滑の確保のため、どのようにインフラから提供される情報を活用すべきか。